

家庭的保育事業等の認可等に係る基準解説（児童福祉法関連）

児童福祉法	関係規程（関係通知含む）	基準解説	備考		
<p>〔家庭的保育事業等の開始等〕 第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。</p> <p>市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法施行規則 第36条の36～第36条の37 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 第8条の7～第8条の12 ・世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 ・世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 ・家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け） ・社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について（雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号平成26年12月12日付け） ・（参考）不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（雇児発第0524002号・社援発第0524008号平成16年5月24日付け。最終改正 雇児発1212第7号社援発1212第8号平成26年12月12日付け） 	<p>国、都道府県及び区市町村以外の者が家庭的保育事業等に関する認可等の申請をしようとするときは、区が定めた申請書類に区長が必要と認める書類として、審査基準を満たすことを確認するための証憑書類を付して申請させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; border: 1px solid black;">1</td> <td style="border: 1px solid black;">経済的基礎</td> </tr> </table> </div> <p>「経済的基礎がある」とは、社会福祉法人が第2種社会福祉事業である小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う場合は、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（雇児発第0524002号・社援発第0524008号平成16年5月24日付け最終改正 雇児発1212第7号社援発1212第8号平成26年12月12日付け）第11及び2の要件を満たすこと。</p> <p>以外の場合は、次の（1）（2）及び（3）の要件をいずれも満たすこと。 （1）アからウのいずれかに該当すること（原則はア又はイ）。</p>	1	経済的基礎	<p>家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け）第13アには、国通知を参考に事業規模に応じた必要な経済的基盤があると市町村が認めることとある。</p>
1	経済的基礎				

	<p>・(参考)国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(児発第732号平成12年9月8日付け)</p> <p>・(参考)東京都認証保育所事業実施要綱細目4</p>	<p>ア 家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること。</p> <p>イ 家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要な全ての物件について国・地方公共団体からの貸与・使用許可を受けていること。</p> <p>ウ 家庭的保育事業等事業所の土地・建物について国等以外からの貸与の場合、(ア)から(オ)の全てを満たすこと</p> <p>(ア) 又は に該当(原則は) 地上権又は賃借権を設定かつ登記 安定的な事業継続性が確保されると判断できる事実(次のA又はBに該当など)があること</p> <p>A 建物の賃貸借期間が10年以上(賃貸借契約書に明記)</p> <p>B 貸主が地方住宅公社、これに準ずる法人、地域の基幹的交通事業者等信用力の高い主体</p> <p>(イ) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下</p> <p>(ウ) 安定的に賃借料を支払い得る財源を確保</p> <p><u>(イ)(ウ)とは別に、当面の支払に充てるための1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。</u></p> <p>(オ)賃借料及び財源が収支予算書に適正に計上されていること。</p> <p>(2)家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。</p> <p>(3)直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容が、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(ア)直近3年間の会計年度において、3年連続して損失を計上している。「直近3年間の決算報告書等」のうち、損益計算書の「当期純利益が3年間にわたり損失が計上されている。</p> <p>(イ)直近2年間の会計年度において、いずれかの</p>	<p>保育所では、(ウ)とは別に、賃借料年額+1千万円(賃借料年額が1千万円超の場合は当該年額)の資金を基本として事業規模に応じ安全性かつ換金性の高い形態(普通・定期預金、国債等)で保有すること。</p> <p>安定的経営が認められる場合は、1千万円(又は超える場合の賃借料年額)は1/2を下回らない範囲で減額可としている。</p> <p>保育所設置認可では、</p>
--	--	---	--

<p>二 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。</p>	<p>・家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け）</p>	<p>年度が債務超過になっている。「直近2年間の決算報告書等」のうち、いずれかの年度で貸借対照表の「負債（債務）」が「資産（財産）」を上回っている。</p> <table border="1" data-bbox="1308 296 1895 373"> <tr> <td data-bbox="1308 296 1471 373">2</td> <td data-bbox="1471 296 1895 373">社会的信望</td> </tr> </table> <p>「社会的信望を有する」とは、家庭的保育事業等を行う者が認可等申請の時点において、資質及び社会的信用の面から適切な業務運営が期待できないことが明らかでないこと。</p> <p>例えば、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく改善勧告を命じられたことがある者（改善勧告を受け改善を報告し、その後の調査等により、改善が確認された者を除く。）又は同法に基づく報告徴収に対して虚偽の報告等を行ったことがある者などは、「社会的信望を有する」とは言えない。</p> <p>「これらに準ずる者」とは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</p> <table border="1" data-bbox="1308 995 1895 1072"> <tr> <td data-bbox="1308 995 1471 1072">3</td> <td data-bbox="1471 995 1895 1072">社会福祉事業の知識又は経験</td> </tr> </table> <p>「実務を担当する幹部職員」とは、第2項の経営担当役員のほか、家庭的保育支援者及び管理者を含む。</p> <p>「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け）第13ウの要件を満たすこと。</p> <p>その際、(ア)の「保育所等において2年以上勤務し</p>	2	社会的信望	3	社会福祉事業の知識又は経験	<p>直近の会計年度において、保育所以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」にあたらぬとするのみで、債務超過は評価事項としていない。</p> <p>家庭的保育事業等については預貯金等の要件を緩和するかわりに、債務超過がないかの確認を行う。</p> <p>児童福祉法第34条の15第4項二の役員（カック書き）を引用。</p>
2	社会的信望						
3	社会福祉事業の知識又は経験						
<p>三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p>	<p>・（参考）特定教育・保育等に要する費用</p>	<p>「実務を担当する幹部職員」とは、第2項の経営担当役員のほか、家庭的保育支援者及び管理者を含む。</p> <p>「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け）第13ウの要件を満たすこと。</p> <p>その際、(ア)の「保育所等において2年以上勤務し</p>	<p>保育所では、運用上施設長までを対象範囲としている。</p> <p>特定教育・保育等に要する費用の額の算定</p>				

<p>四 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p>	<p>の額の算定に関する基準等の制定に伴う実務上の留意事項について(府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け)</p> <p>・事業者向けFAQ(よくある質問)第7版P.48、50</p> <p>・児童福祉法施行令</p>	<p>た経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者」とは、<u>児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した(する)施設・事業所における移行前の認可外保育施設等のうち、世田谷区の運営費補助対象である認可外保育施設等において2年以上勤務した経験を有する者、又は公的機関等の実施する所長研修等を受講した者とする。</u></p> <p><u>「社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、社会福祉に関する教育や研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者及び家庭的保育事業等の経営を行うにあたり有益な専門知識を有する者とする。</u> 有益な専門知識を有する者の例：公認会計士、税理士、弁護士等</p> <p><u>また、家庭的保育事業については、(イ)に定める運営委員会の設置を、利用者からの意見を聴取する場を設けることに緩和する。</u></p> <p>事業所内保育事業の申請者が委託先(受託者)の事業者の場合は、<u>委託者も児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。</u> <u>事業所内保育事業の申請者が複数の企業の主たる設置・運営主体である企業の場合は、構成する企業全</u></p>	<p>に関する基準等における管理者設置加算の認定における例示の引用。</p> <p>ただし、上記例示には「移行前の認可外保育施設等」の「等」の範囲に定めはないが、区が運営状況を把握している区の補助対象施設であることを求める。</p> <p>家庭的保育事業等の認可等について(雇児発1212第6号平成26年12月12日付け)第13ウ(イ)については、事業者の事業規模等に応じ、市町村が認める場合に必要に応じて要件を課すこととある。最大5人が利用する家庭的保育事業については利用者の意見を聴く場を設けることで可とする。</p> <p>事業所内保育事業は、児童福祉法上、「事業主自ら設置する施設」又は「事業主から委託を受けて実施する施設」と規定されてい</p>
--	---	--	---

<p>二 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。</p> <p>ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおい</p>	<p>第35条～第35条の3</p> <p>〔法第三十四条の十五第三項第四号二の政令で定める使用人〕</p> <p>第三十五条の三 法第三十四条の十五第三項第四号二の政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。</p>	<p><u>てが児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。</u></p>	<p>る。このことにより、前者の場合は事業主が、後者の場合は委託先（受託者）の事業者が申請者となる。</p> <p>また、複数の企業が共同で事業所内保育事業を設置する場合、主たる設置・運営主体である企業1つが申請者となる。</p> <p>関与者の中に規定に反する者があれば退ける。</p>
--	---	--	--

<p>て「申請者の親会社等」という。) 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。) が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。</p> <p>へ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込</p>			
---	--	--	--

まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認める

- ・子ども・子育て支援法第77条
- ・世田谷区子ども・子育て会議条例

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針第3の2の2の(二)の(2)

4	子ども・子育て会議への諮問
---	---------------

認可をしようとするときは、世田谷区子ども・子育て会議に意見を求める。

5	事業計画との整合
---	----------

子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から家庭的保育事業等の認可に係る申請があつた場合には、認可するものとする。

ときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを越えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

市町村長は、家庭的保育事業等に関する第二項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

〔家庭的保育事業等の設備及び運営の基準〕
第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない

・家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け）

社会福祉法人及び学校法人以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合は、家庭的保育事業等の認可等について（雇児発1212第6号平成26年12月12日付け）第13（4）の条件を付す。

本通知は地方自治法第245条の4にあたる技術的な勧告にあたる。通知には、社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合には、付すことが望ましい条件が記載されている。これら全項目を認可の条件とする。

6	事業の廃止等協議
---	----------

廃止又は休止は、利用乳幼児の処遇に大きな影響を及ぼすため、廃止又は休止をしようとする以前、相当の期間の余裕を持って、区に協議すること。

休止とは1年を超えない期間運営を停止することを言う。

開設準備経費補助金を活用して事業所を整備した場合は、別途、財産処分の取扱いについて区に協議すること。

<p>い。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。</p> <p>市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数</p> <p>二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p>			
---	--	--	--